

2025年度県政連続講義

県内市町村行財政の 現状と県の役割について



2025年11月17日(月)
総務局総務部市町村課

第1 地方自治の仕組み

- 1 地方自治とは
- 2 地方公共団体の種類
- 3 地方公共団体の事務
- 4 議会制度
- 5 執行機関
- 6 自治体法務
- 7 直接請求制度
- 8 監査と住民訴訟

[補足] 最近の地方自治法改正

1 地方自治とは①

憲法第92条

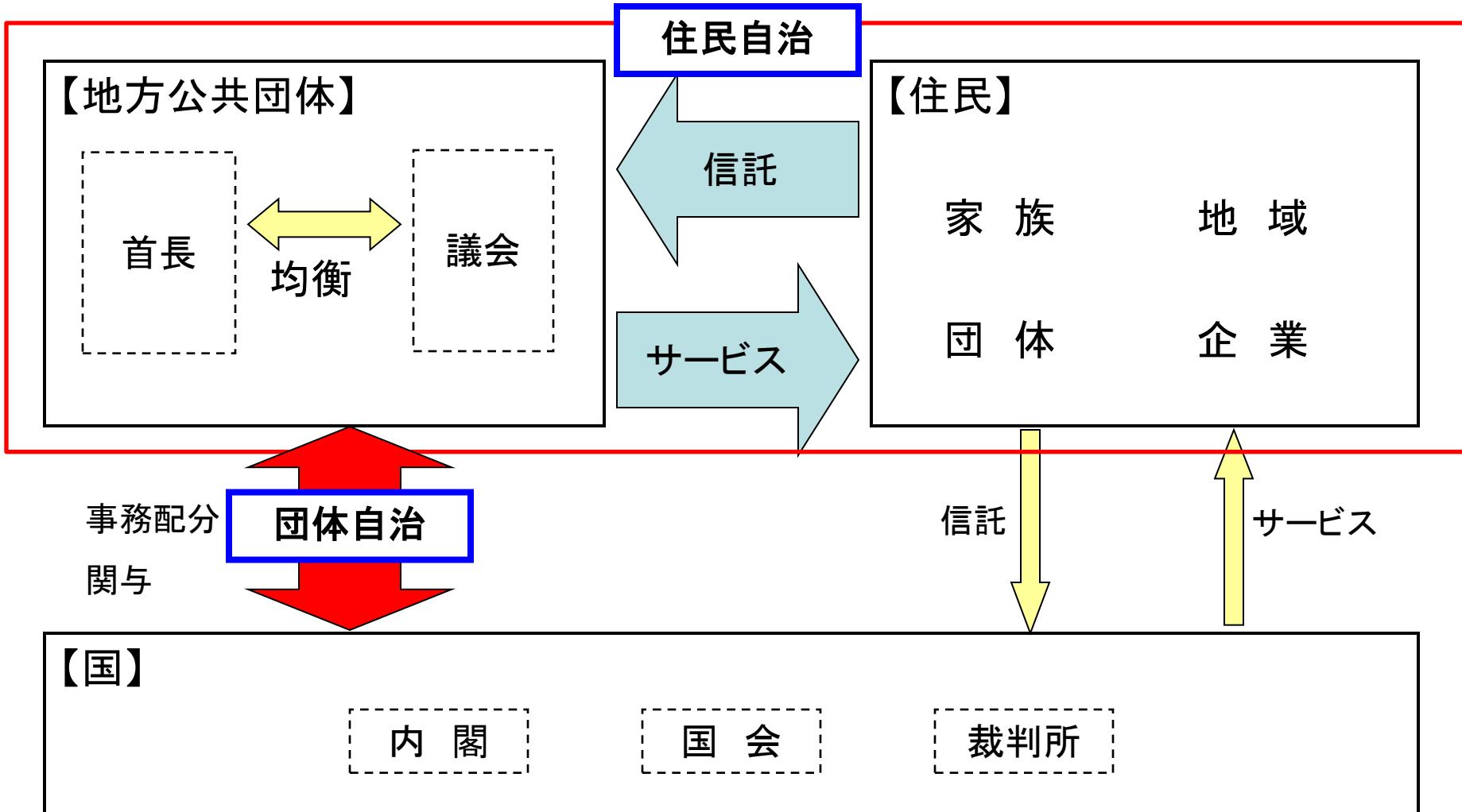
「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、
地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」

地方自治の本旨

- ・「住民自治」: 住民が地域の政治・政策決定に参加する。
- ・「団体自治」: 国から独立した地方団体が団体自らの意思と責任の下で事務処理をする。

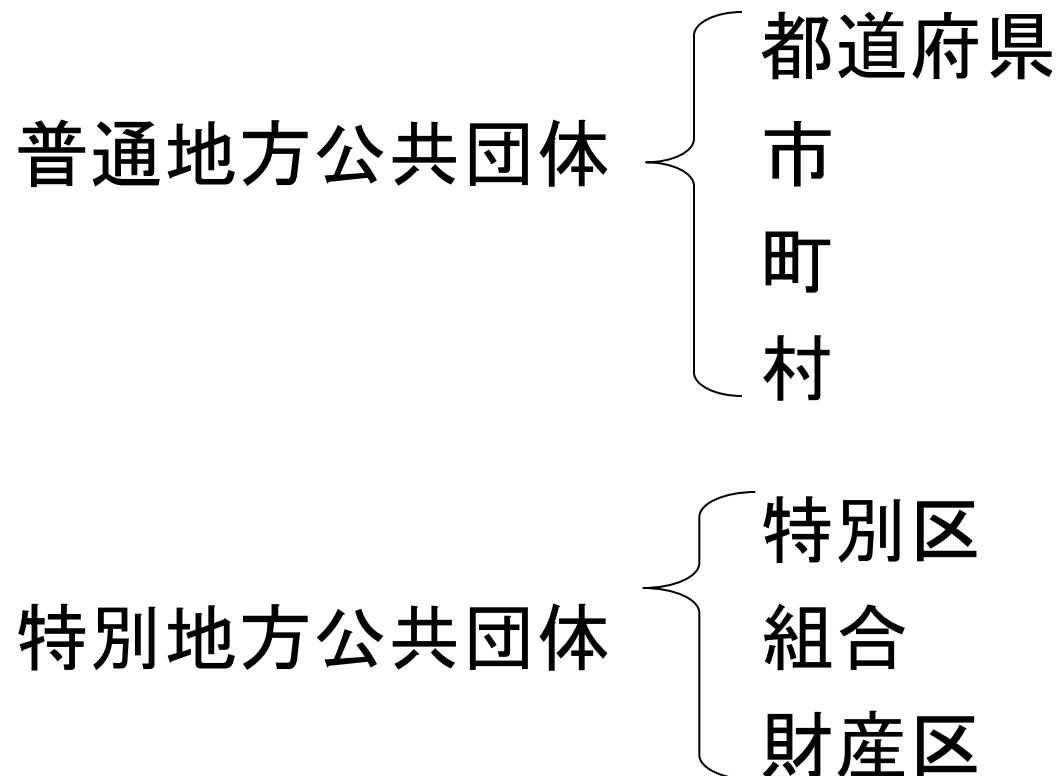


1 地方自治とは②



2 地方公共団体の種類①

○ 地方公共団体の種類(地方自治法第1条の3)



2 地方公共団体の種類②

	制度の違い	処理する事務(役割)
都道府県	<ul style="list-style-type: none">・道府県に差異なし・都は特別区との関係上、制度の違いあり	<ul style="list-style-type: none">・広域にわたるもの・市町村に関する連絡調整に関するもの・その規模又は性質において市町村が処理することが適当でないと認められるもの
市町村	<ul style="list-style-type: none">・町村に差異なし・市と町村には若干の制度の違いあり	<ul style="list-style-type: none">・<u>都道府県が行うものを除く、地域に関するもの</u>

2 地方公共団体の種類③(大都市制度)

	指定都市	中核市	施行時 特例市
要 件	人口50万人 以上	人口20万人 以上	特例市制度の廃止 (平成27年4月1日 施行)の際、現に特 例市である市
指定手續	政令で指定	市の議会の議決を経 て、都道府県の同意 (都道府県の議会の 議決)を得る⇒総務 大臣に申出⇒政令で 指定	
都市数	20市 (名古屋市)	62市 (豊橋市、岡崎市、 一宮市、豊田市)	23市 (春日井市)
行政区	区を設置	区の設置はなし	

2 地方公共団体の種類④

【大都市制度の特例】

指定都市 ○都道府県が処理することとされている事務のうち、住民に直結した事務が移譲されている

(社会福祉、保健衛生、都市計画、建築等)

○都道府県知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされている

○条例で区（行政区）を設けて、事務を分掌させる

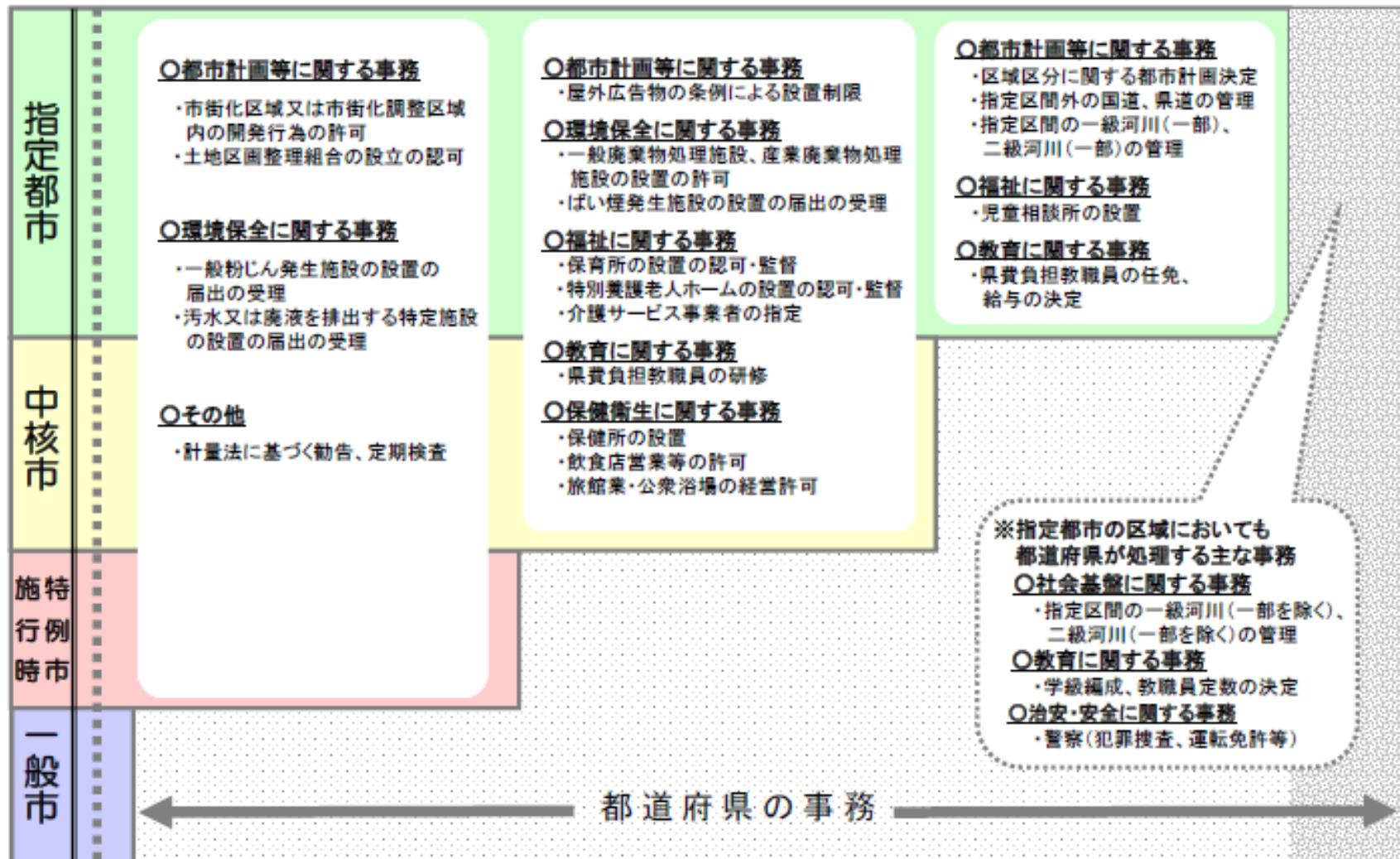
中核市 ○児童相談所の設置、国道・県道の管理、県費負担教職員の任免等を除き、指定都市と同様に事務が移譲されている

○福祉関係は、直接各大臣が関与する

○行政区の設置はなし

施行時特例市 ○都市計画、環境保全に関する事務が移譲されている

指定都市・中核市・施行時特例市の主な事務指定



2 地方公共団体の種類⑤

【特別地方公共団体】

- 特別区
- 東京都の区(指定都市の区は、特別区ではない)
 - 区長は、住民の直接選挙により選出
 - 市と同等の事務を処理(上下水道、消防等は都が所管)

- 一部事務組合
- 普通地方公共団体の事務の一部を共同処理するもの
 - 規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものは総務大臣、市町村のみが加入するものは都道府県知事の許可を得て設立
 - 病院、ごみ処理、消防、水道など幅広く利用
(名古屋港管理組合、愛知県競馬組合など)

2 地方公共団体の種類⑥

【特別地方公共団体】

広域連合 ○広域計画を定め、その事務を管理・執行



国からの権限移譲の受け皿

○手続は一部事務組合に同じ

(愛知県後期高齢者医療広域連合、東三河広域連合など)

財産区

○財産又は公の施設の管理及び処分を行う

○主に市町村合併に際し、旧町村が所有していた山林原野等について、合併後も旧町村単位で従来の財産を所有する権利が認められたもの

3 地方公共団体の事務

- 地方公共団体が処理すべき事務は、地方自治法上は次のとおり分類

自治事務		地方公共団体の処理する事務のうち、 <u>法定受託事務を除いたもの</u>	<ul style="list-style-type: none">・都市計画の決定・農業振興地域の指定・飲食店営業の許可etc	<ul style="list-style-type: none">・原則として、国の関与は是正の要求まで
法定受託事務	第一号 法定受託事務	法律・政令により都道府県又は市町村が処理する事務のうち国が本来果たすべき役割に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・国政選挙・旅券の交付・国道の管理 <p>etc</p>	<ul style="list-style-type: none">・必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる
	第二号 法定受託事務	法律・政令により市町村が処理する事務のうち都道府県が本来果たすべき役割に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・都道府県の長、議員選挙 <p>etc</p>	<ul style="list-style-type: none">・是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている

4 議会制度①

1 議会

○普通地方公共団体には議会が置かれる。(地方自治法第89条)

町村は議会に代えて総会を置くことができる
(人口の著しく少ない町村を想定)。(第94条)

2 議員

○定 数 条例で定める(第90条、第91条)

○地 位 国会議員、他の自治体の議員、長、副知事(副市町村長)、常勤職員等と兼ねることができない
(第92条、第141条、第166条)

○任 期 4年(第93条)

○被選挙権

被選挙権の区分		国籍	満年齢	住所	選挙区
議員	都道府県	日本国籍	25歳以上	3月以上 区域内に住 所を有する	郡・市の区域
	市町村				市町村の区域

4 議会制度②

3 議会の権限

- 議決権（第96条）
- 検査権・監査請求権（第98条）
- 意見書提出権（第99条）
- 調査権（第100条） 等

4 招集と会期（第102条）

- 定例会 ⇒ 定例的に招集、回数は条例で定める。
概ね2～3週間程度
- 臨時会 ⇒ 必要がある場合に、その事件に限り招集。
概ね1～3日程度

※ 条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができます（平成24年9月改正）。（第102条の2）

4 議会制度③

5 会議

- 会議には、議員定数の半数以上の出席が必要（第113条）
- 会議は、公開が原則（出席議員の2／3以上の議決で秘密会にできる）（第115条）
- 議事は原則として、出席議員の過半数で決し、同数のときは議長が決する（第116条）
- 特別多数議決

出席議員の 2／3以上	秘密会開催、議員の資格の決定、条例・予算についての再議における議決 等
出席議員の 3／4以上	直接請求に基づく副知事等の解職、懲罰による議員の除名、長の不信任議決（2／3以上の出席が必要）
出席議員の 4／5以上	議会の自主的解散（3／4以上の出席が必要）

4 議会制度④

6 委員会（第109条）

- 本会議における審議の予備的・専門的な審査を行う
- 閉会中も審議することができる

- 常任委員会 ⇒ 行政分野毎に編成されることが一般的
(総務企画委員会、建設委員会等)
- 特別委員会 ⇒ 特別な事案のみを審議
- 議会運営委員会 ⇒ 議会運営の仕方について、各会派の調整
を行うことが主な役割

4 議会制度⑤

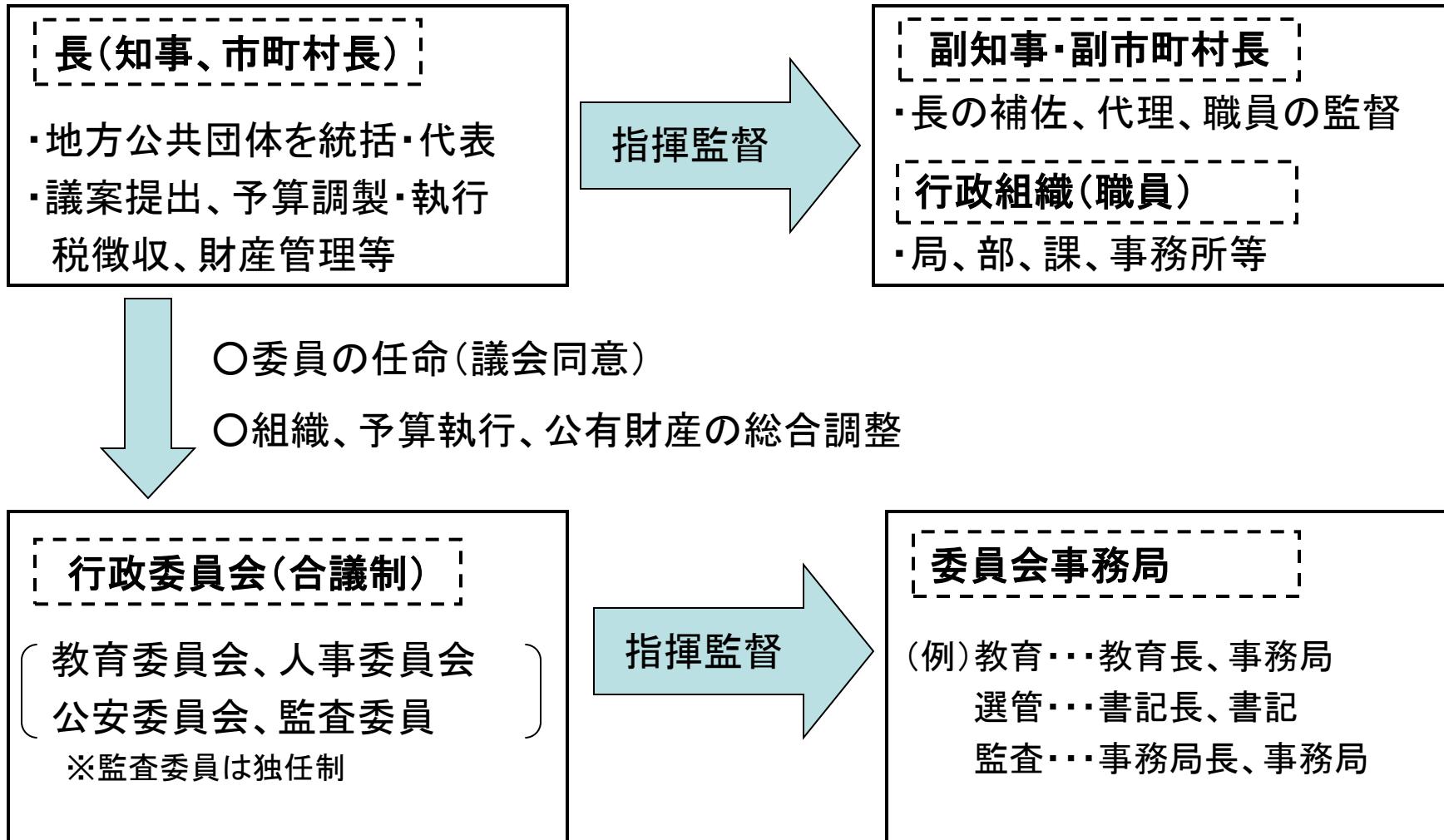
7 議決事項

○議決事項の範囲は、地方自治法で列挙されている（第96条）
(条例で他の事項を議決事案として定めることもできる)

○自治法に列挙されている事項

①条例の制定改廃	②予算の決定	③決算の認定
④地方税、使用料等の徴収	⑤重要な契約の締結	⑥適正な対価のない財産の譲渡・貸付
⑦不動産の信託	⑧重要な財産の取得・処分	⑨負担付き寄附・贈与
⑩権利の放棄	⑪公の施設の長期・独占的利用	⑫不服申立て・訴えの提起
⑬損害賠償額の決定	⑭公共的団体等の活動の総合調整	⑮その他法令により議会の権限に属する事項

5 執行機關①



5 執行機関②

【地方公共団体の長】

1 長の設置

都道府県に「知事」、市町村に「市町村長」を置く(第139条)

2 長の地位

○任期4年(第140条)

○国会議員、地方公共団体の議員及び常勤の職員と兼ねることはできない
(第141条)

3 長の被選挙権

被選挙権の区分		国籍	満年齢	住所	選挙区
長	知事	日本国籍	30歳以上	制限なし	自治体の区域
	市町村長		25歳以上		

4 長の権限

○地方公共団体を統轄し、代表する(第147条)

○地方公共団体の事務を管理し、執行する(第148条)

○補助機関である職員を任免し、指揮監督する(第154条)

5 執行機関③

【地方公共団体の長】

7 長と議会の関係

- 拒否権 ⇒ 議会の議決に異議があるときは、再議に付すことができる
(第176条) 議会の議決が違法であると認めるときは、再議に付さなければならぬ
- 不信任 ⇒ 議会で不信任の議決がされたときは、議会を解散することが
(第178条) できる
(解散しないとき、又は解散後初めて招集された議会で再び不
信任の議決 ⇒ 失職)
- 専 決 ⇒ 議会の議決すべき事件を専決処分することができる場合がある
(第179条) (条例・予算の専決処分は、議会が不承認としたときは、長は必
要な措置を講じ、議会に報告しなければならない)

5 執行機関④

【主な行政委員会】 中立性が必要なものについて、長から独立した合議制の機関

	主な担任事務	委員数	選任
教育委員会	教育機関の管理、教職員人事、学校の組織編制	教育長及び委員 4 人（条例で都道府県・市は教育長及び委員 5 人以上、町村は教育長及び委員 2 人以上とすることが可）	議会の同意を得て長が任命
選挙管理委員会	選挙に関する事務	4 人	議会で選挙
人事委員会	人事行政に関する調査・勧告、勤務条件の措置要求等の審査	3 人	議会の同意を得て長が選任
監査委員	財務事務、経営事業の監査	都道府県・25万人以上の市 4 人、その他の市・町村 2 人（条例で定数の増加が可）	議会の同意を得て長が選任
公安委員会	警察の行政・運営の管理	都道府 5 人、指定都市所在県 5 人、それ以外の県 3 人	議会の同意を得て長が任命
労働委員会	労働争議の斡旋、仲裁その他労働関係事務	使用者委員・労働者委員・公益委員 各 5 人等（愛知県は各 7 人）	使用者団体の推薦等に基づいて長が任命
収用委員会	土地の収用・使用に関する審査・裁決	7 人	議会の同意を得て長が任命

6 自治体法務①

【条例と規則】

1 条例

憲法第94条

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」

① 規定の範囲（地方自治法第14条）

- 法令に違反しないもの
- 地方公共団体の事務に関するもの

② 効力

- 法令に違反した条例は、無効

③ 制定改廃の手続

- 条例案を議会で議決することにより成立
- 議決された条例は、3日以内に長に送付され、長は20日以内に公布
- 公布の日から10日を経過した日から施行
(条例で定めがあるものを除く)

6 自治体法務②

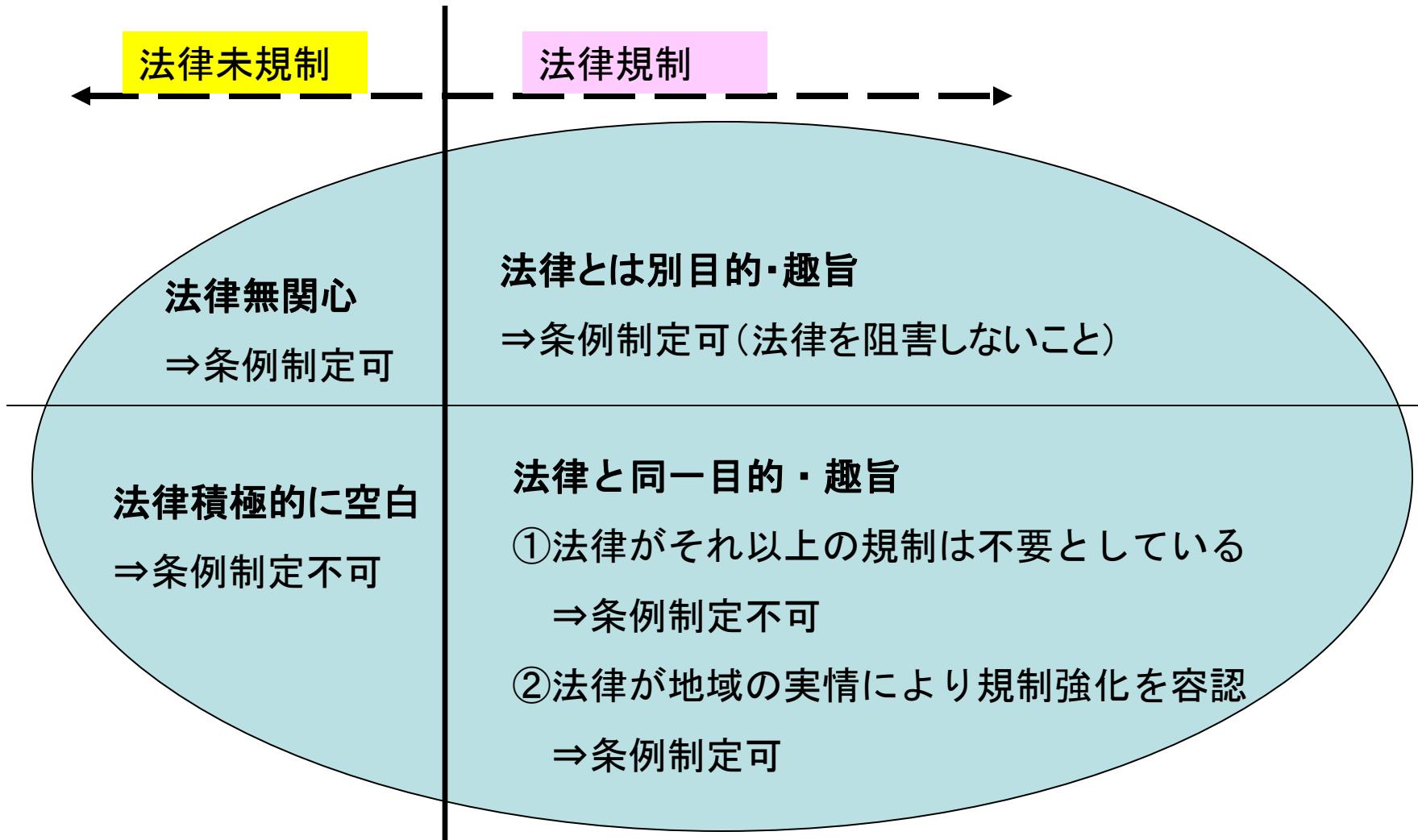
【条例と規則】

2 規則（第15条）

- 長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、制定
- 他の執行機関、議会の権限に属する事項は、それぞれ規則・規程を制定
- 公布・施行は、条例に準じる

6 自治体法務③

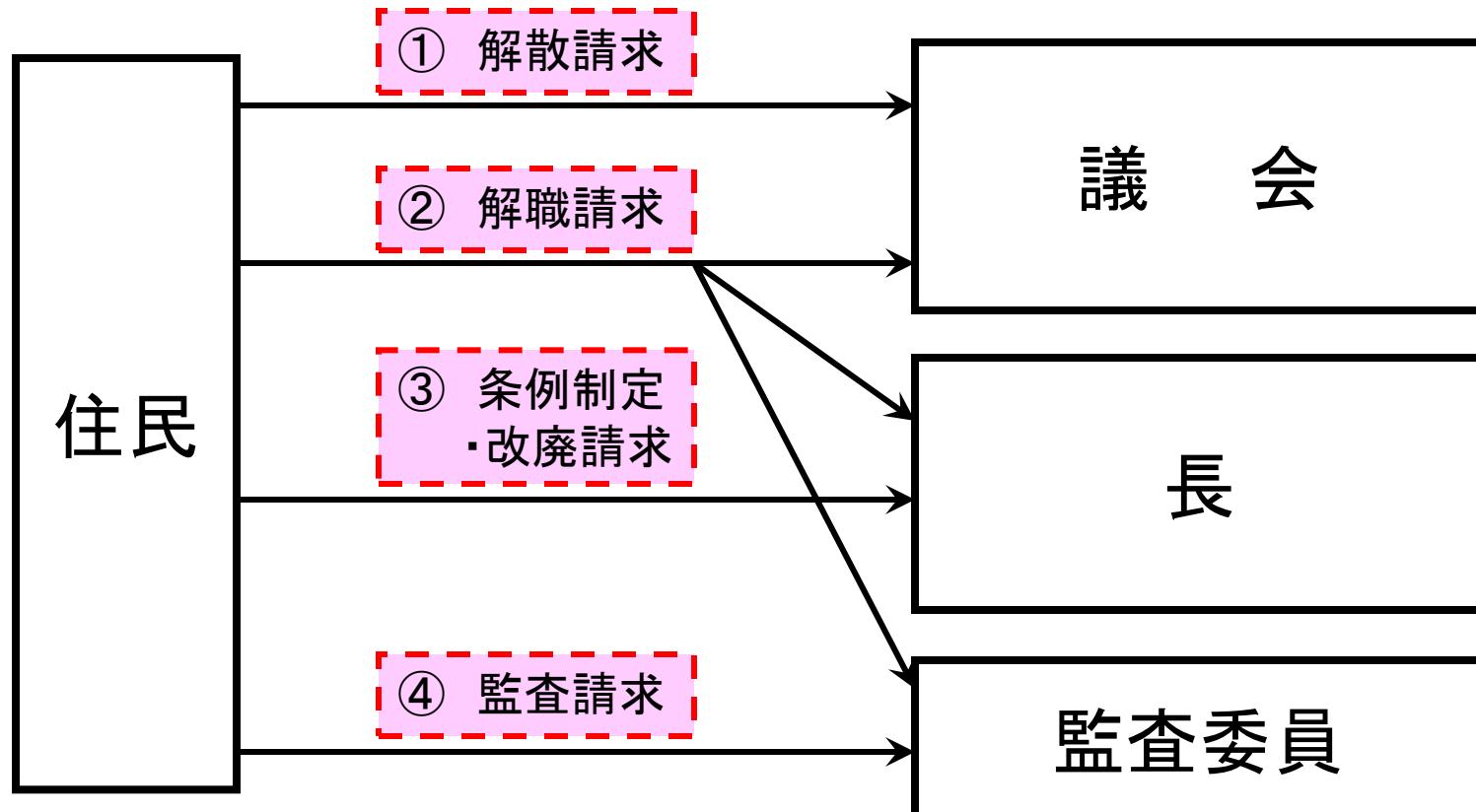
【条例の法律適合性】



7 直接請求制度①

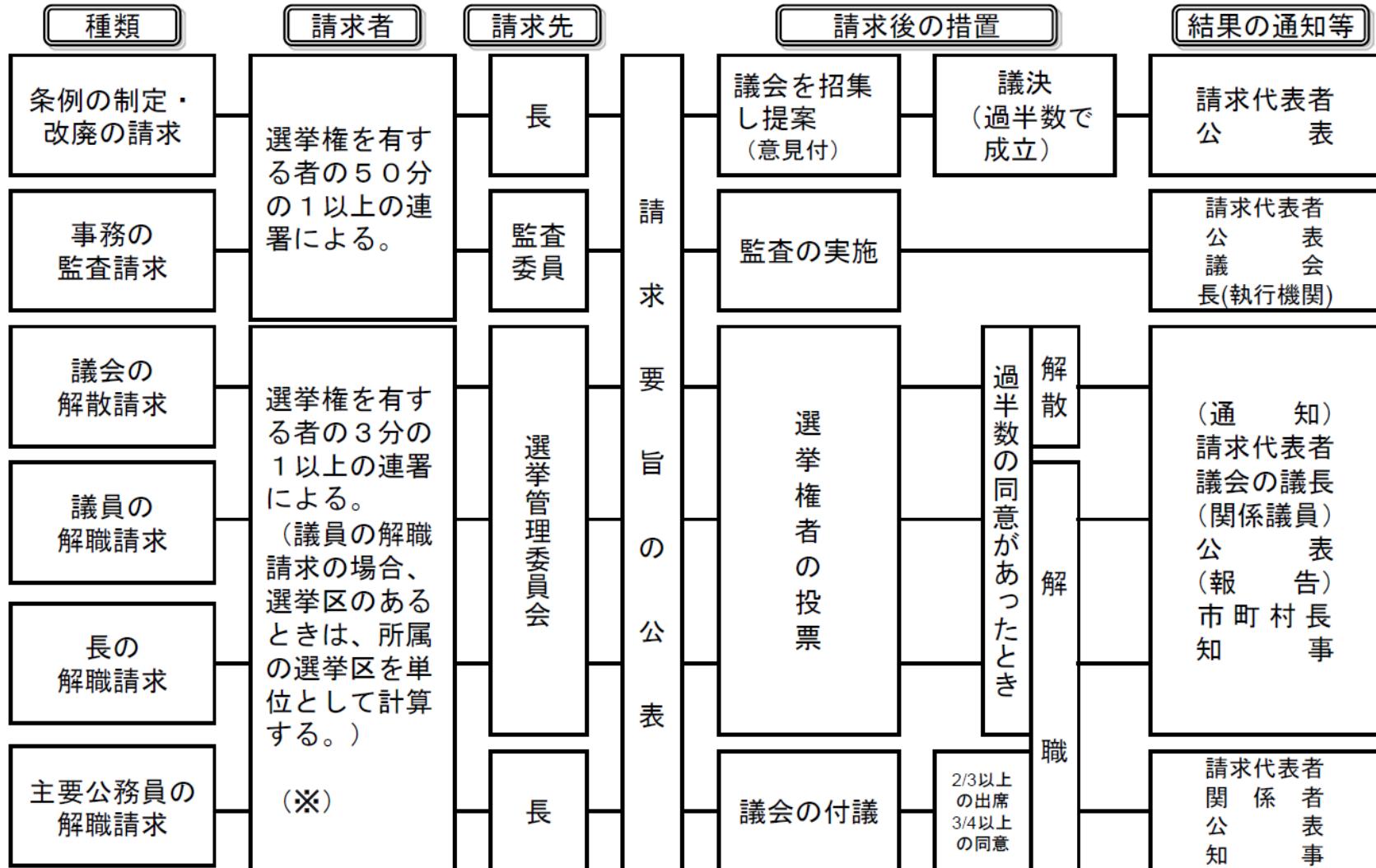
【直接請求制度】

間接民主制を補完するもので、住民が直接行政に参加する制度



※解職請求は、副知事、副市町村長、教育委員等も可

直接請求のしくみ



※ 選挙権を有する者が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。

総務省HPより

(補足)議会の解散、議員の解職、長の解職請求における「過半数の同意」は、有効投票総数の過半数。

7 直接請求制度②

【有効署名数に達した最近の事例】

市町 村名	請求代表者 証明書交付 年月日	請求事項	結果
名古屋 市	2010.8.27	<u>市議会の解散</u>	投票の結果、賛成が過半数以上となり、市議会は解散。 ・投票率: 54.17% ・賛成: 696,146 (73.35%) ・反対: 252,921 (26.65%)
美浜町	2019.4.18	美浜町小型小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する <u>条例の制定</u>	条例案について町議会で採決が行われ、修正可決。
東栄町	2020.12.2	東栄医療センター設置 <u>条例の改正</u>	条例改正案について町議会で採決が行われ、否決。
東栄町	2021.4.1	東栄町長の <u>解職</u>	町長の辞職により解職投票は実施されず。
豊橋市	2022.11.14 2023.10.23	豊橋市新アリーナ建設の是非を問う住民投票 <u>条例の制定</u>	条例案について市議会で採決が行われ、否決。

＜参考＞ 住民投票

1 目的

地域の重要な問題について住民の意思・賛否を示す

2 根拠

一般的に条例で規定

3 効果

通常「住民投票の結果を議会及び長は尊重する」と規定される

⇒ 投票結果が最終決定ではない

4 事例

○新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票(H27.5 新城市)

○新図書館建設計画の是非を問う住民投票(H27.10 小牧市)

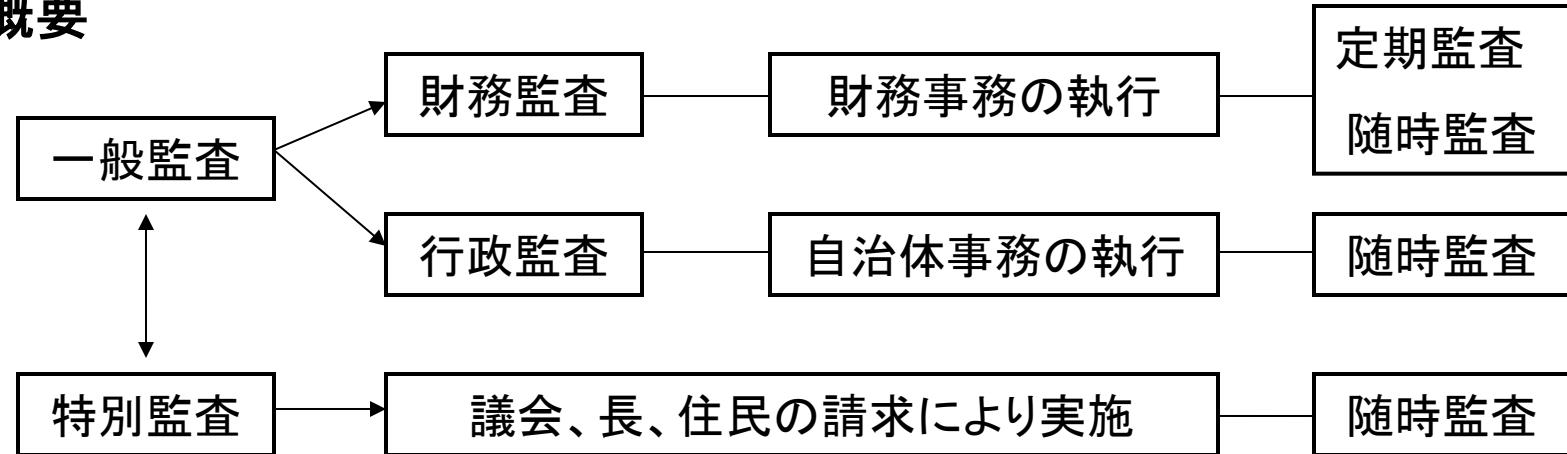
○公民館取り壊しの賛否を問う住民投票(※投票率50%未満のため未成立)(H28.11 高浜市)

○豊橋市新アリーナ建設是非を巡る住民投票(R7.7 豊橋市)

8 監査と住民訴訟①

【監査委員による監査】

1 概要



2 特別監査の概要

種類	内容	対象等
直接請求による監査	有権者1／50以上の署名	自治体の事務事業全般
議会の請求による監査	議会の監視権として請求	労委、収委の事務等を除く
長の要求による監査	自治体の統括者として請求	長以外の執行機関に関する ことも可
住民監査請求による監査	住民(1人でも可)からの請求	違法、不当な公金の支出

8 監査と住民訴訟②

【外部監査制度】

1 概要

- 外部の専門家（弁護士、公認会計士等）が自治体との契約により監査を行う制度
- 議会の議決を経て契約する
- 外部性確保のため、自治体OBは外部監査人になれない

2 包括外部監査

- 都道府県、指定都市、中核市は、義務付け（第252条の36①）
- 每会計年度1回以上※ 外部監査人が自ら特定の事件（テーマ）を選んで監査を実施（第252条の37）
※ 都道府県、指定都市、中核市の義務 それ以外の市町村は、条例で任意に導入する場合、毎会計年度必ず実施することを義務付けない。
- 外部性確保のため、連続して4回、同じ者と契約してはならない（第252条の36④）

3 個別外部監査（第252条の39～第252条の44）

- 特別監査の請求をする場合に、監査委員による監査に代えて外部監査人による監査を求めることができる
- 条例により導入することができる

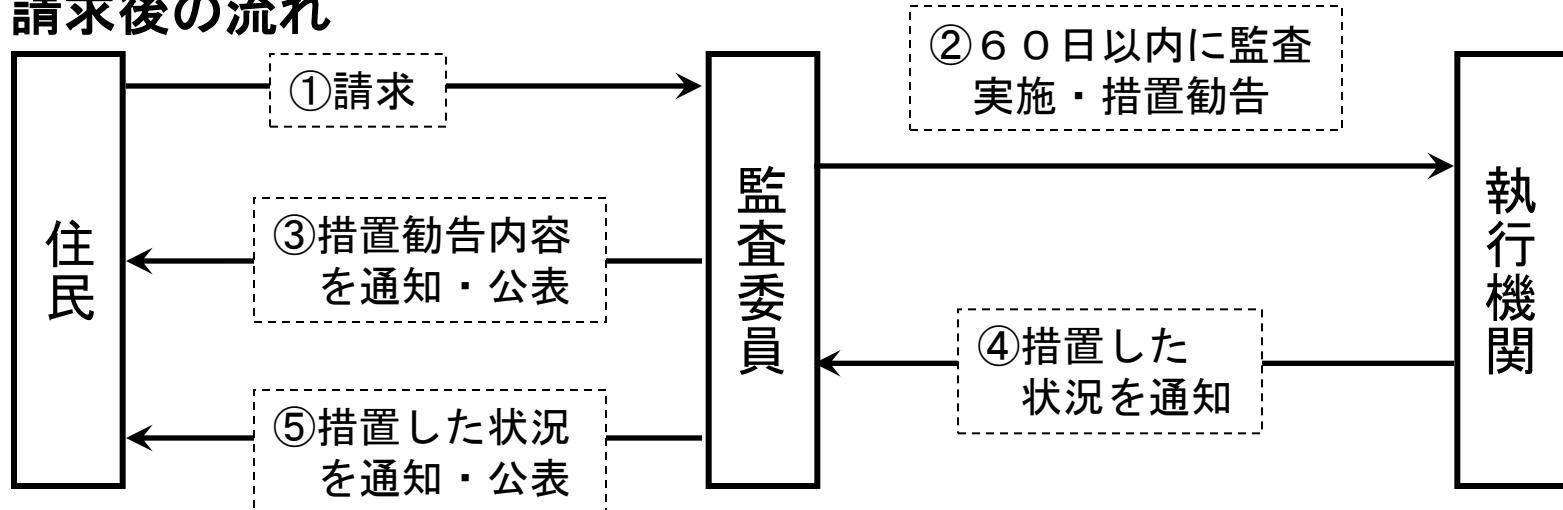
8 監査と住民訴訟③

【住民監査請求】(第242条)

1 概要

- 住民が地方公共団体の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計行為について、監査委員に監査を求める
- 地方公共団体の住民であれば、1人でも請求可能
- 財務会計行為に限定
- 違法・不当な行為のあった日から1年を経過すると、請求できない

2 請求後の流れ



8 監査と住民訴訟④

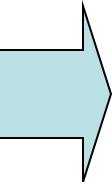
【住民訴訟】（第242条の2）

1 概要

- 住民監査請求の結果に不服がある場合に、訴訟に移行して裁判所の判断を求める制度
- 住民監査請求の後にしか、住民訴訟の提起はできない
- 違法な行為のみ提起可能、不当なだけでは要件を満たさない

2 住民訴訟の類型

監査請求の結果
①監査結果又は勧告内容に不服あり
②措置の結果に不服あり
③監査委員が60日以内に監査・勧告を行わない
④措置を講じない



訴訟請求の内容	訴訟相手方
1号 行為の全部又は一部の差止め請求	執行機関又は職員
2号 行政処分たる行為の取消し又は無効確認の請求	行政行為を行った行政庁
3号 怠る事実の違法確認の請求	執行機関又は職員
4号 職員（又は行為若しくは怠る事実に係る相手方）に損害賠償（又は不当利得返還）の請求をすることを求める請求	執行機関又は職員

第2 県内市町村の財政状況

- 1 令和7年度地方財政計画
- 2 国と地方の税財源配分と地方歳入の状況
- 3 地方交付税と臨時財政対策債等
- 4 県内市町村の財政状況
- 5 愛知県と県内市町村の歳入の状況
- 6 県内市町村の一般財源の状況
- 7 愛知県と県内市町村の歳出の状況
- 8 県内市町村の歳出の状況
- 9 市町村の基金積み立ての状況
- 10 市町村の地方債残高の状況

1 令和7年度(2025年度)地方財政計画

○ 地方財政計画の役割

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

歳入・歳出の概要（通常収支分）

(単位：兆円、%)

区分	R 7	R 6	増減額	増減率
地方税	45.4	42.7	2.7	6.4
地方譲与税	3.0	2.7	0.2	8.7
地方特例交付金等	0.2	1.1	▲ 0.9	▲ 82.9
地方交付税	19.0	18.7	0.3	1.6
国庫支出金	17.2	15.8	1.4	8.9
地方債	6.0	6.3	▲ 0.3	▲ 5.5
歳入 うち臨時財政対策債	0.0	0.5	▲ 0.5	皆減
うち臨時財政対策債以外	6.0	5.9	0.1	1.8
使用料及び手数料	1.5	1.6	▲ 0.1	▲ 3.7
雑収入	4.8	4.7	0.1	2.8
その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	41.2
計	97.1	93.6	3.4	3.7
一般財源	67.5	65.7	1.8	2.8
(水準超経費を除く交付団体ベース)	63.8	62.7	1.1	1.7

区分	R 7	R 6	増減額	増減率
給与関係経費	21.0	20.2	0.7	3.7
一般行政経費	45.6	43.7	2.0	4.5
うち 補助	26.6	25.1	1.5	5.9
うち 単独	15.9	15.4	0.5	3.3
公債費	10.7	10.9	▲ 0.2	▲ 1.6
維持補修費	1.6	1.5	0.0	1.2
歳出 投資的経費	12.1	12.0	0.1	1.0
うち 直轄・補助	5.7	5.6	0.1	2.2
うち 単独	6.4	6.4	0.0	0.0
公営企業繰出金	2.3	2.3	▲ 0.0	▲ 1.8
不交付団体水準超経費	3.8	3.0	0.8	26.5
計	97.1	93.6	3.4	3.7
(水準超経費を除く交付団体ベース)	93.3	90.7	2.6	2.9
地方一般歳出	81.3	78.5	2.9	3.7

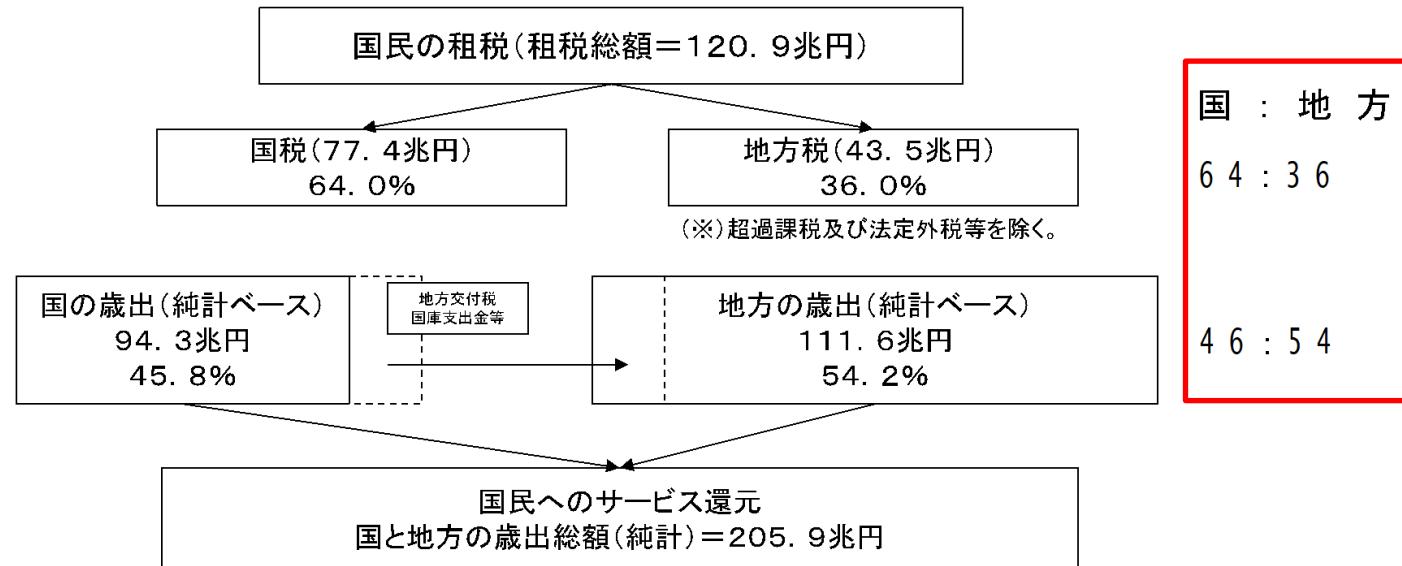
※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

2 国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

- 最終支出ベースにおける国と地方の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しており、両者の間に大きな乖離が存在。
- 地方団体間の財政力の格差を縮小するために、地方交付税制度や国庫支出金制度などの財政調整制度がある。

国・地方間の税財源配分（令和5年度）



地方歳入決算の内訳（令和5年度）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金等 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
446,209億円 (38.2%)	219,990億円 (18.9%)	210,754億円 (18.1%)	86,421億円 (7.4%)	203,561億円 (17.4%)
← 地方歳入116兆6,936億円 →				

(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

3 地方交付税と臨時財政対策債等

- 個々の団体への交付額では、地方交付税の総額を基準財政収入額から基準財政需要額を控除した結果、財源不足となる団体（財源不足団体）に対して平衡に交付し、どの団体も計画的な行政運営が可能となるよう財源を保障するもの。
- 臨時財政対策債は、地方財政計画において、地方交付税総額が不足するため地方交付税の代替として創設された特例的な地方債。各団体ごとに、基準財政需要額を振り替える臨時財政対策債発行可能額が示される。
後年度、元利償還額の全額が基準財政需要額に算入される（令和7年度は初めて0となつた。）。
- 県内の不交付団体は、有力製造業の本社や工場群が多数立地する団体や火力発電所が所在する団体等に多い。
- 不交付団体のメリット・デメリット
 - ◎ 基準財政需要額を超えた税収は、独自の施策に利用可能。税収が増加した場合も全てを自由に利用可能。
 - × 税収が減収した場合、歳出を減らさなければならない。国の補助金には、補助率が交付団体と比べ低いものがある。

地方交付税及び臨時財政対策債の算定例

(1)交付団体

基準財政需要額100億円
標準的な地方税収入
見込額が20億円の場合

基準財政需要額（臨財債へ振替前） 100億円	
臨時財政対策債 発行可能額 5億円	基準財政需要額（臨財債へ振替後） 95億円



100億円

臨時財政対策債 発行可能額 5億円	普通交付税 80億円	基準財政 収入額 15億円
----------------------	------------	---------------------

留保財源

標準的な地方税収入
見込額 20億円

(2)不交付団体

基準財政需要額100億円
標準的な地方税収入
見込額が160億円の場合

基準財政需要額 100億円

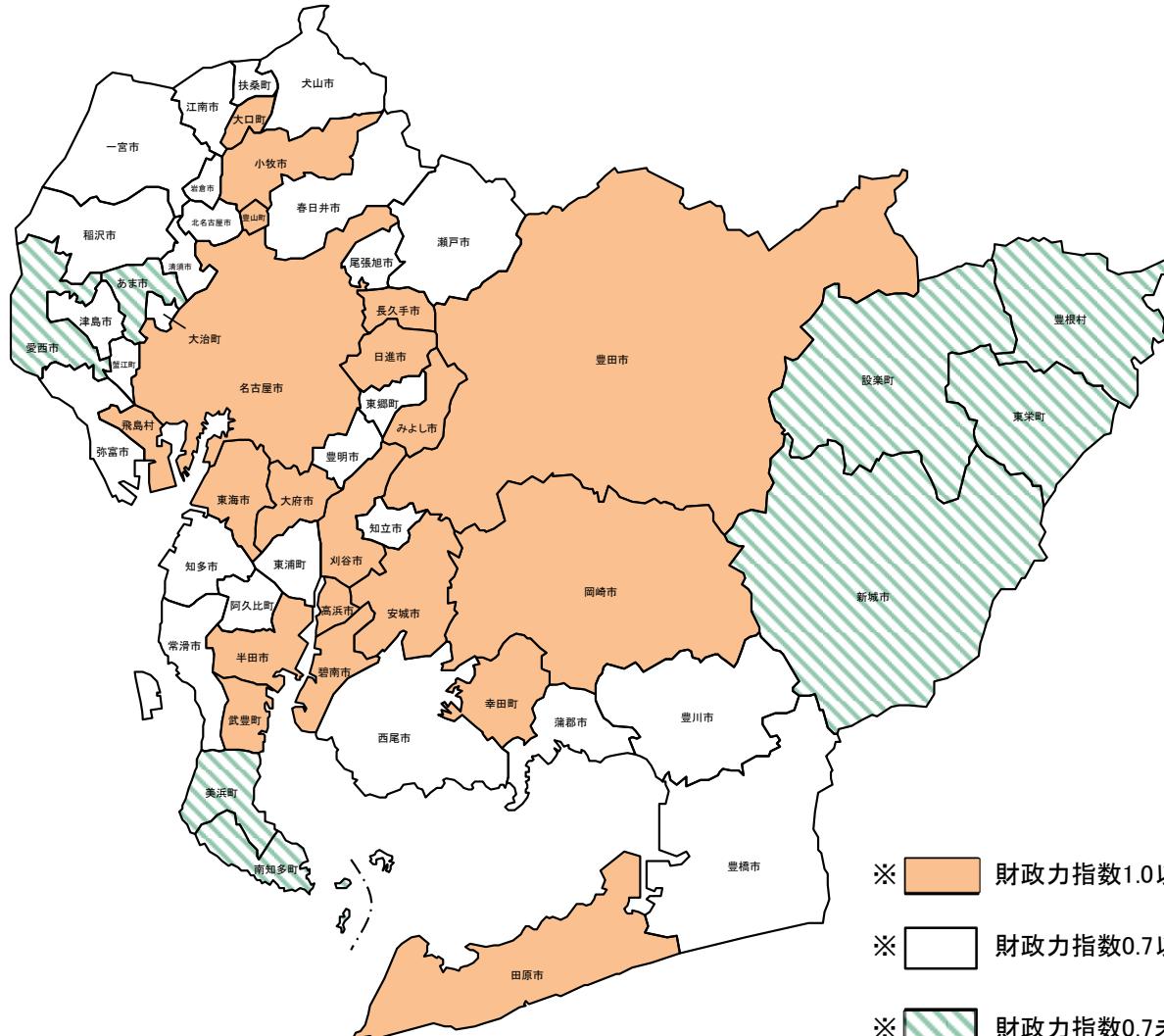
160億円

基準財政収入額 120億円	留保財源 40億円
標準的な地方税収入見込額 160億円	

4 県内市町村の財政状況

○2025年度の県内市町村の普通交付税の不交付団体数は全国最多の20団体。(2位は東京都の10団体)

○財政力指数の平均値 大都市(名古屋市)は1.03、都市(名古屋市除く)は1.04、町村は0.86



2025年度財政力指数(単年度、当初)

不交付団体		交付団体
1	飛島村	0.99
2	豊田市	0.97
3	みよし市	0.96
4	刈谷市	0.95
5	碧南市	0.93
6	田原市	0.92
7	安城市	0.92
8	東海市	0.92
9	大府市	0.86
10	大口町	0.86
11	小牧市	0.84
12	豊山町	0.82
13	武豊町	0.81
14	幸田町	0.81
15	高浜市	0.80
16	長久手市	0.80
17	日進市	0.79
18	岡崎市	0.79
19	名古屋市	0.77
20	半田市	0.77

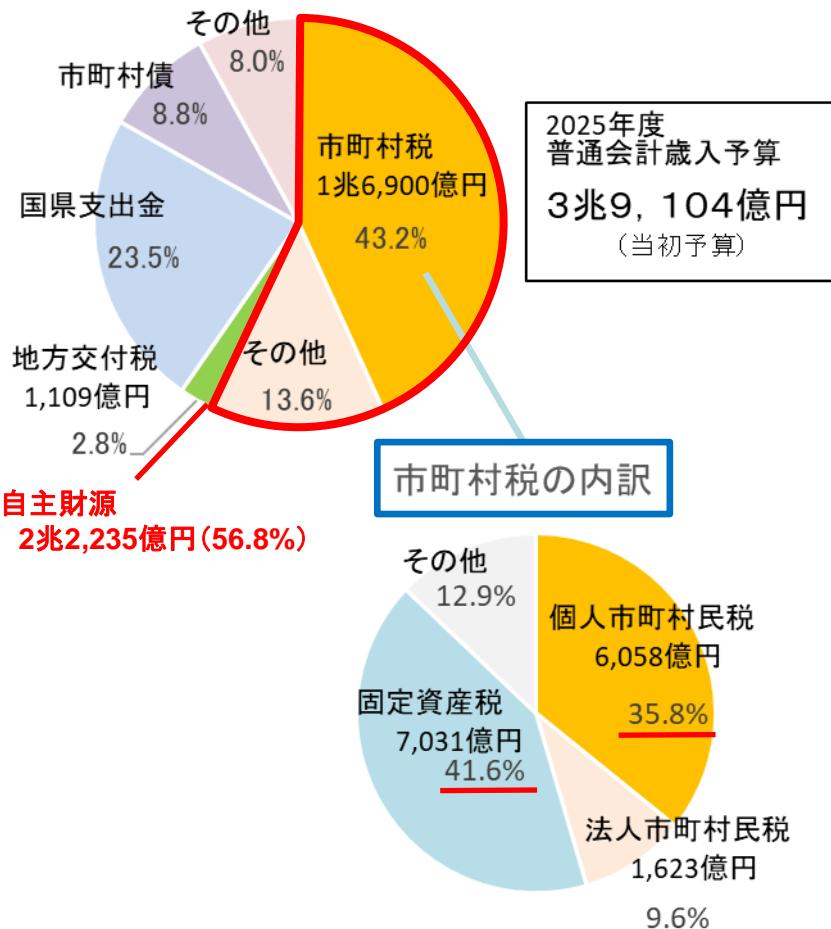
(参考)

県 計	1.03
大都市計	1.03
都市計(名古屋除く)	1.04
町 村 計	0.86

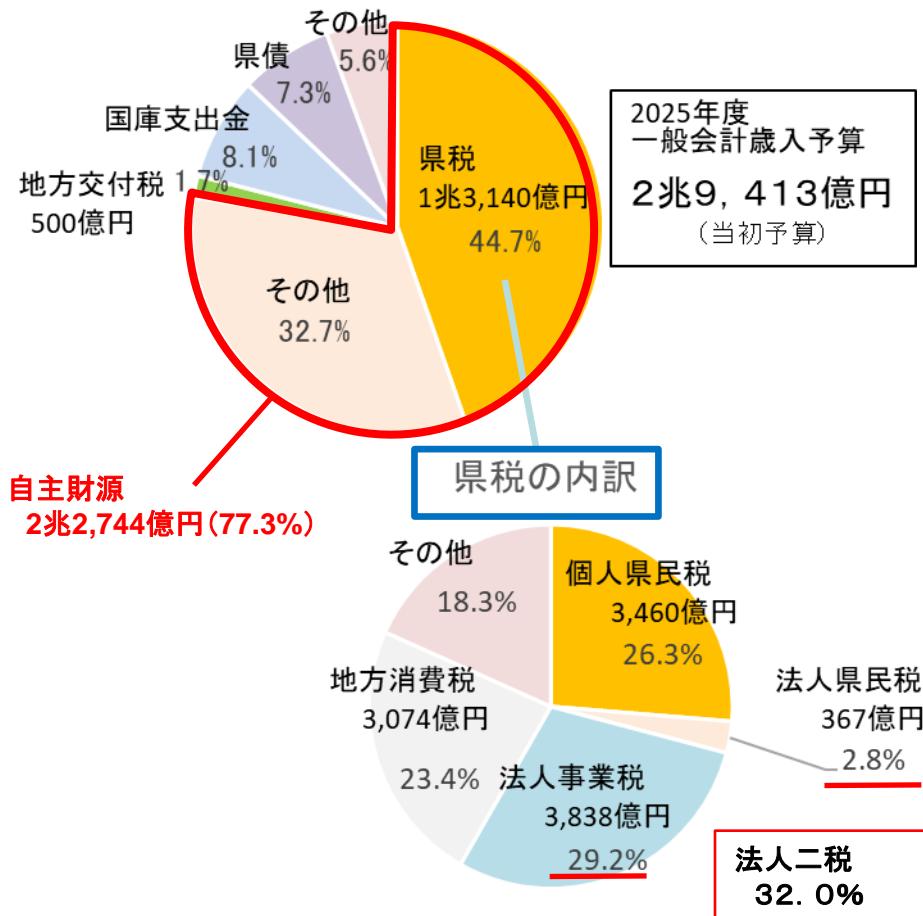
5 愛知県と県内市町村の歳入の状況

- 県と県内市町村ともに地方税収が歳入の約45%を占めており、地方税を含む自主財源の割合は県が約77%、県内市町村が約57%とともに高い割合。
- 地方税の内訳では、市町村税は、安定的に税収の変動が小さい個人市町村民税や固定資産税の比率が大きい。

県内市町村の歳入の状況(構成比)



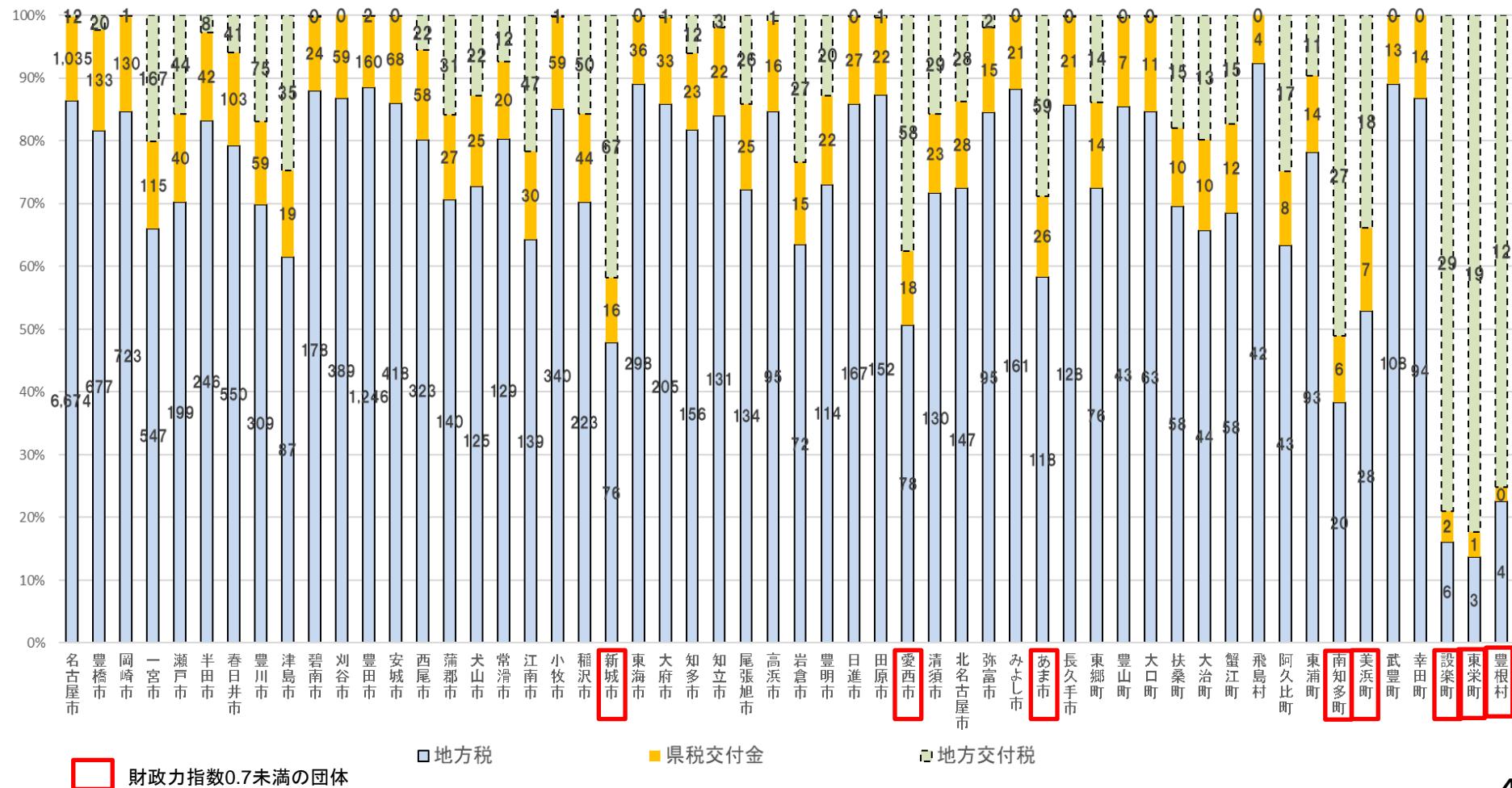
愛知県の歳入の状況(構成比)



6 県内市町村の一般財源の状況

- 一般財源の構成を見ると、特に東三河北部の奥三河地域、知多半島先端部の南知多町・美浜町、海拔0メートル地帯の愛西市、あま市等については税収の割合が小さく、地方交付税に頼らざるを得ない状況。

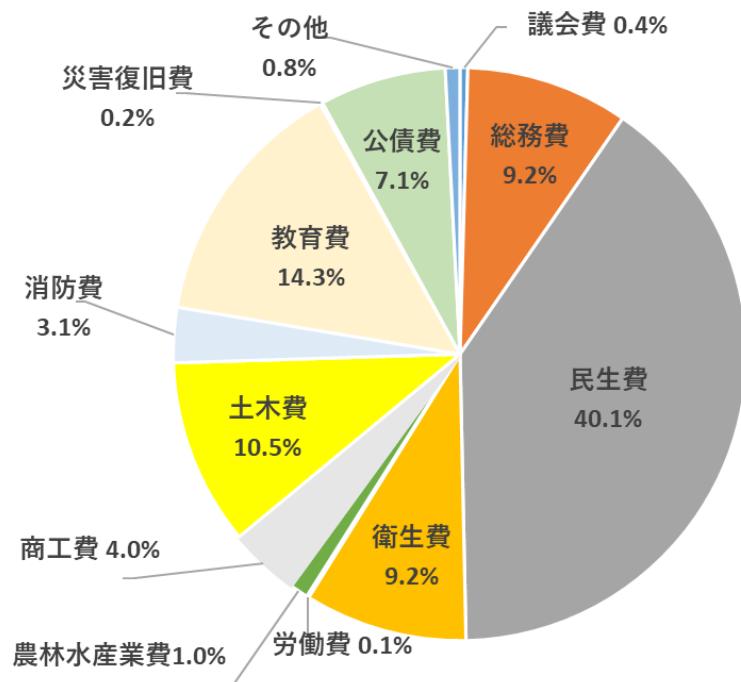
〔グラフは一般財源に占める割合を示す。
グラフ内の数値は2025年度当初予算額(単位:億円)〕



7 愛知県と県内市町村の歳出の状況

- 2023年度普通会計決算の歳出を比較して、県内市町村総計では、県と比べ、民生費・衛生費の割合が大きい。
- 県は、市町村立小中学校の教員の給与を負担（指定都市を除く。）しており、教育費の割合が大きい。
- 県は警察費、市町村は消防費。

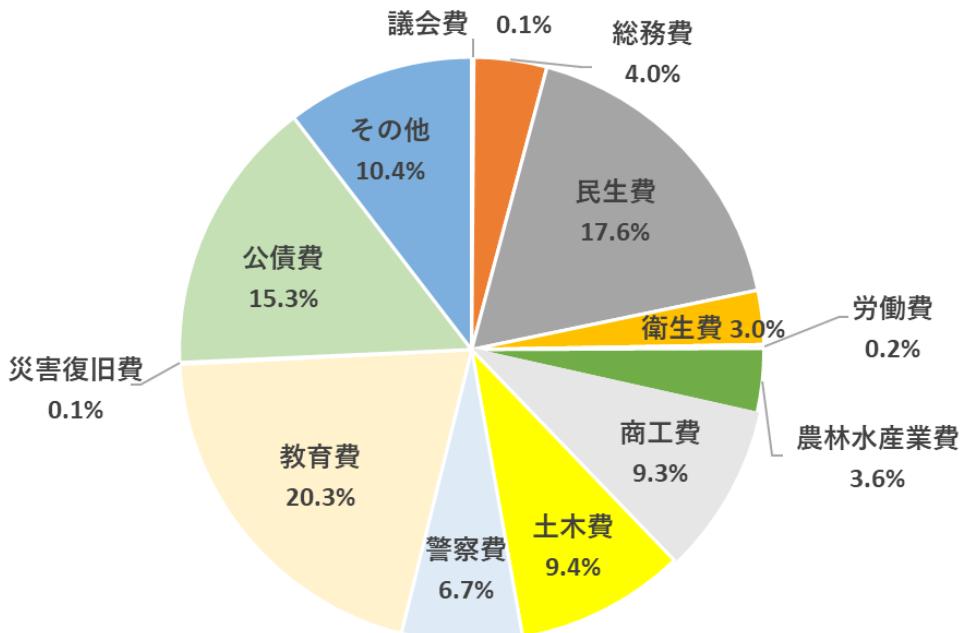
愛知県内市町村 2023年度普通会計決算（歳出・目的別）



2023年度
愛知県内市町村普通会計決算

歳出総額 3兆4, 975億円

愛知県 2023年度普通会計決算（歳出・目的別）



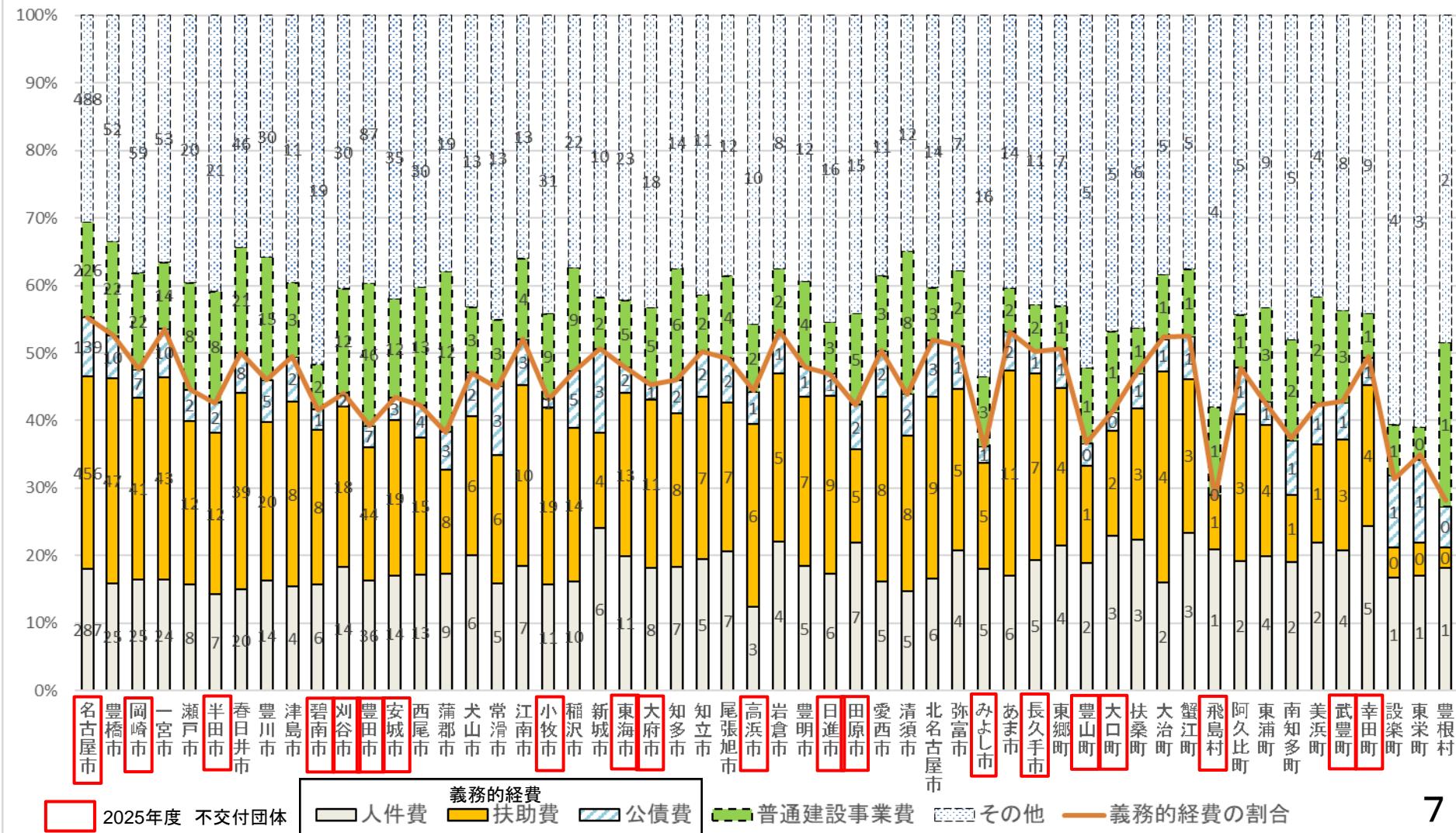
2023年度
愛知県普通会計決算

歳出総額 2兆5, 478億円

8 県内市町村の歳出の状況

- 2025年度普通会計当初予算の歳出における、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の割合は、県平均では50.0%

〔 グラフは性質別区分の総額に占める割合を示す。
グラフ内の数値は2025年度当初予算額(単位:億円) 〕

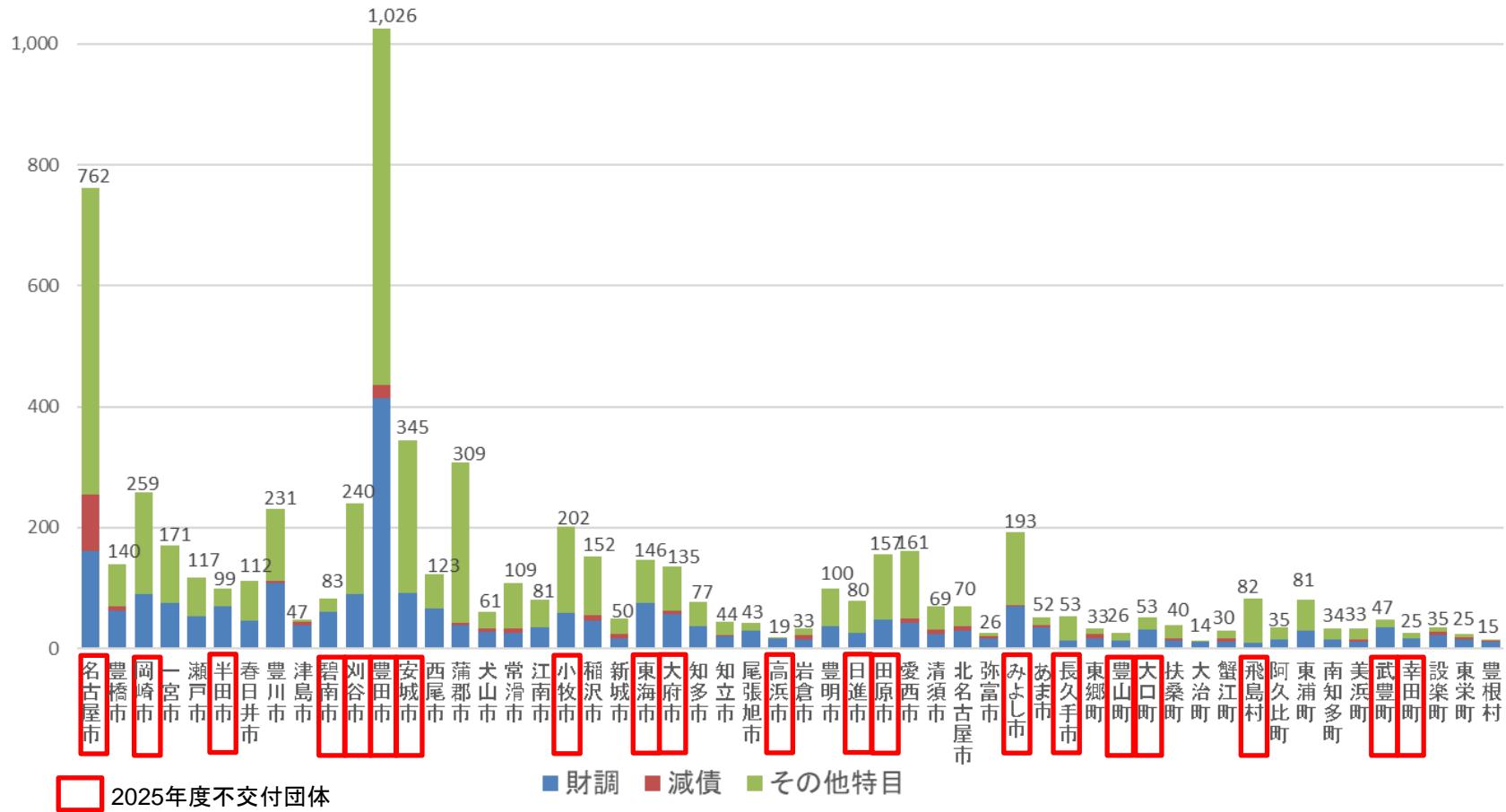


9 市町村の基金積み立ての状況

- 2024年度末基金残高（見込）は、県内市町村全体で6,782億円。
うち、財政調整基金が2,543億円、減債基金が252億円、その他特定目的基金が3,987億円。

（億円） 県内市町村の基金残高（2024年度末見込）

〔グラフ内の数値は2025年度当初予算額（単位：億円）〕



10 市町村の地方債残高の状況

- 2024年度末地方債残高（見込）は、県内市町村全体では2兆5, 944億円（うち臨財債5, 752億円）
※1人当たり地方債残高は344千円。

〔グラフ内の数値は2025年度当初予算額（単位：億円）
名古屋市を除く。〕

